

# 令和8年度償却資産申告の手引き

新ひだか町

## 申告期限は令和8年2月2日（月）です

申告書の提出期限近くなりますと、窓口が混雑しますので、早めの提出にご協力をお願いします。

### ■ 申告について

- (1) 償却資産の申告は、地方税法第383条の規定に基づき申告していただくものです。
- (2) **令和8年1月1日現在**において土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産を所有し、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法上の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものを申告してください。  
**※ 自動車税・軽自動車税の対象となる車両は、申告不要です。**
- (3) 法人の場合は、資産台帳・財産目録又は法人税申告書の明細書のうち「減価償却資産の定額法及び定率法による償却額の計算に用いる明細書」に記載されている資産を申告してください。
- (4) 個人の方は、所得税申告書(確定申告)に添付する収支内訳書の「**減価償却費の計算**」に記載されている資産を申告してください。  
**※ 建物や自動車税・軽自動車税の対象となる車両等は除きます。**  
**※ 減価償却済資産は対象になりますので、ご注意ください。**
- (5) 大型特殊車両（フォークリフト・ブルドーザー・ショベル・ローダー等）は、自動車登録の有無にかかわらず申告してください。
- (6) 個人番号及び法人番号の欄には、**個人の場合は12桁の番号、法人の場合は13桁の番号**を記入する必要があります。  
**※ 上記2～5に関わらず、減価償却を行っていない資産や、遊休資産、償却済資産につきましてもその資産が事業の用に供することが出来る状態にあるものは、申告の対象となりますので注意してください。**  
**※ 休業、廃業、解散、又は移転等をされた方、あるいは該当する資産がない方も、その旨を償却資産申告書の右下にあります「18備考」欄に記入し、申告してください。**

申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、**必ず返信用封筒に切手を貼って同封していただけますようお願いします。**

### ■ 申告方式について

- (1) 一般の申告 **令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間**に増加又は減少した償却資産を記入し、償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）・（減少資産用）にて申告してください。
- (2) 企業電算方式 **令和8年1月1日現在**において所有されている**全ての**償却資産の評価額、課税標準額等を記載して申告してください。また、**用紙サイズはA4**にしてください。
- (3) 初めての方 **令和8年1月1日現在**において所有されている**全ての**償却資産を申告してください。

## ■ 償却資産の種類と具体例

資産の種類	主な償却資産の例示
1 構築物	舗装路面、堆肥舎・堆肥場、ビニールハウス、フェンス、牧柵、ソーラーパネル、店舗内装・改装工事、看板（広告塔等）、電気工事・設備、給排水工事・設備 等
2 機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備、農業用設備（ボイラー、温風設備、田植機、耕運機、モータ、テッター）、太陽光発電設備 等
3 船舶	漁船、船外機、磯舟、モーターボート 等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車（バックホー、コンボ、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル）、構内運搬車（フォークリフト）、バキュームカー、昆布運搬車 等
6 工具、器具及び備品	冷蔵庫、テレビ、ストーブ、ソファ、椅子、洗濯機、乾燥機、エアコン、プリンター、パソコン、カラオケ機材、医療機器、美容機器、陳列ケース、電話機 等

※ 賃借人（テナント）等が取り付けした内装、造作、建築設備等の事業用資産については、賃借人（テナント）等が償却資産として申告することになります。

## ■ 国税との主な違い

項 目	国税の取扱い （法人税・所得税）	固定資産税（償却資産）の取扱い
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 （建物については旧定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法の選択制度 （建物については定額法）	原則として『固定資産評価基準』 別表第15に定める減価率による。 * 旧定率法となります。
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	○ 認められます。	× 認められません。
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	○ 認められます。	× 認められません。
増加償却	○ 認められます。	○ 認められます。
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得金額の5/100
改良費（資本的支出）	原則区分、一部合算も可	区分評価

## ■ 少額償却資産の取扱いについて

取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い		
個人	10万円未満	必要経費	申告対象外	
	10万円以上	3年一括償却	申告対象外	
	20万円未満	減価償却	* 申告の対象になります	
	20万円以上	減価償却	* 申告の対象になります	
法人	10万円未満	損金算入	申告対象外	
		3年一括償却	申告対象外	
	10万円以上	減価償却	* 申告の対象になります	
		3年一括償却	申告対象外	
		20万円未満	減価償却	* 申告の対象になります
		20万円以上	減価償却	* 申告の対象になります

\* 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入制度の特例制度」を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。

\* 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産については、取得価格が20万未満の資産は償却資産の申告から除かれます。

## ■ 申告対象となる主な償却資産（業種別）

業 種	資産の名称
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、LAN設備、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、舗装設備等
農 業	堆肥場、牧柵、ビニールハウス、ジャイロテッター、ヘーメーカー、レーキ、ラッピングマシン、厩舎カメラ、温風機、トラクター（軽自動車税対象外のもの）等
漁 業	船舶、魚探、レーダー、無線、船外機、結束機、発電機、網、タコ縄等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ポール版、梱包機等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、（軽自動車の課税対象外のもの）、測量機器、発電機、大型特殊自動車等
娯 楽 業	パチンコ機、パチンコ取付台、ゲーム機、ボーリング場用設備、両替機、レジ、カラオケ機器等
飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、レジ、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）、レジ等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、サインポール、理容用ハサミ等
医 業	医療機器（ベッド、手術機器、X線装置、CTスキャン等）、キャビネット等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、駐車場設備等

## ■ マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

償却資産申告書に個人の方は12桁の個人番号を、法人にあつては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。以下の（1）または（2）の資料をお持ちください。法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料は不要です。

なお、マイナンバーの記載がない、番号確認、身元確認、代理権確認ができない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。

※郵送による申告の場合は（1）または（2）の写しを添付してください。

### （1）本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	個人番号カード（裏面）、通知カード、住民票（個人番号が記載されたもの）等
身元確認資料	個人番号カード（表面）、運転免許証、プレ印字された申告書（町発行）等

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

### （2）代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料	本人の個人番号カード（裏面）、本人の通知カード、本人の住民票（個人番号が記載されたもの）等
代理人の身元確認資料	代理人の個人番号カード（表面）、代理人の運転免許証、代理人の税理士証票等
代理権確認資料	税務代理権限証書、委任状、プレ印字された申告書（町発行）等

※代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

## ■ 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて、電話での問い合わせや資料提供の依頼、現地調査を行うことがありますのでご協力をお願いします。

### ご注意ください

○正当な理由なく申告しなかった場合

…地方税法第386条及び新ひだか町税条例第75条の規定により、過料を科されることがあります。

○虚偽の申告をした場合

…地方税法第385条の規定により罰金を科されることがあります。

## 《申告書提出窓口》

〒056-8650 北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号  
新ひだか町総務部税務課 資産税係（静内庁舎）

〒059-3195 北海道日高郡新ひだか町三石本町212番地  
新ひだか町地域振興部地域振興課 住民窓口係（三石庁舎）

※郵送の場合は、新ひだか町総務部税務課資産税係宛てに提出してください。

## 《お問い合わせ先》

新ひだか町総務部税務課 資産税係

電話：0146-49-0283

## エルタックス eLTAX による電子申告について

償却資産の申告手続きを、インターネットを利用してオフィスや自宅のパソコンから行うことができます。なお、利用にあたっては電子証明の取得など事前手続きが必要となりますので、詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

- URL <https://www.eltax.lta.go.jp>
- 利用時間 8:30~24:00  
(土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く。)
- ※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけません。



### 電子申告のメリット

- インターネットを通じて、オフィスやご自宅から簡単に申告できます。  
⇒窓口に出かける必要がなく、郵送料金もかかりません。
- 紙の申告書作成よりも手間がかかりません。  
⇒PCdesk（無料）やeLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトには、申告書への自動入力や自動計算などサポート機能が完備されています。
- 複数の地方団体に資産が所在している場合でも、一括でそれぞれの地方団体分の申告書を作成・送信することが可能です。